

# 1 施設給付の見直しに伴う低所得者等に関する措置等

## 1-1 利用者負担段階の設定（境界層措置を含む）

### 1. 利用者負担段階の対象者

#### ○見直しの趣旨

現行の保険料第2段階（市町村民税非課税世帯）については、被保険者の保険料の負担能力に大きな開きがあり、所得水準の低い層にとっては負担が重いという指摘を踏まえ、今回の制度改正においては現行の保険料第2段階について二つに分けることとし、これと対応して利用者負担段階も設定することとする。

#### ①利用者負担第1段階

（対象者）

- ・市町村民税世帯非課税（世帯主及び全ての世帯員が、市町村民税非課税である者又は市町村の定める条例により市町村民税が免除された者）の老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者
- ・境界層該当者（本来適用されるべき居住費・食費や高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者）

#### ②利用者負担第2段階

（対象者）

- ・市町村民税世帯非課税であって、〔合計所得金額＋課税年金収入額 ≤ 80万円／年〕を満たす者
- ・境界層該当者

#### ③利用者負担第3段階

（対象者）

- ・市町村民税世帯非課税者であって、利用者負担第2段階該当者以外の者
- ・境界層該当者
- ・市町村民税課税層における特例減額措置の適用がある者

#### ④利用者負担第4段階

(対象者)

- ・市町村民税本人非課税者
- ・市町村民税本人課税者

## 2. 利用者負担第2段階の設定に関する補足説明

### (1) 17年10月までに区分が必要

本段階については、平成18年度より賦課される保険料新第2段階相当者とする。しかしながら平成17年度中は、保険料新第2段階該当者が抽出されておらず、利用者負担第2段階該当者は自らの段階を認識することができないため、保険者による対象者の把握と勧奨等の事務作業が必要となる。

補足給付の前提となる「特定入所者」の認定および高額介護サービス費の申請の前提として、保険者は平成17年10月実施に間に合うよう全認定者について利用者負担第2段階該当者の区分を行う必要があるため、十分留意願いたい。

### (2) 合計所得金額の取扱い

地方税の計算に当たり、被保険者個々の所得の状況や損益通算の関係から、合計所得がマイナスになることがあるが、本要件についてはマイナスとなった合計所得金額については0円と置き換えて計算するものとする。

### (3) 課税年金収入の取扱い

本要件で活用する年金収入は、老齢退職年金等の課税年金収入を対象とし、遺族・障害年金等の非課税年金収入は対象としない。

### (4) 税部局からの情報の入手について

利用者負担第2段階を抽出するために必要となる税情報は次の(i)~(iii)となる。

なお、新たに必要となる情報は (iii) 課税年金収入額であるが、当該情報について、市町村税部局から情報を入手できることは総務省自治税務局に確認済みである。

- |               |   |                                  |
|---------------|---|----------------------------------|
| (i) 課税・非課税情報  | } | 現行制度においても既に税部局より<br>情報を入手しているところ |
| (ii) 合計所得金額   |   |                                  |
| (iii) 課税年金収入額 |   |                                  |
|               | ← | 新たに必要とされる情報                      |

### 3. 市町村民税未申告者の保険料及び利用料の取扱いについて

#### (1) 課税年金収入金額の取扱いについて

課税年金収入金額については、その支払者に課税資料の提出義務を課していることから、年金の支払いを受けた者の受給者情報は税部局で把握されている。よって、当該者の年金受給額については、税部局で把握されている情報の有無及びその金額を活用し判断するものとする。

(例) 把握されている年金収入金額が80万円超の者 ⇒ 第3段階

#### (2) 合計所得金額の取扱いについて

合計所得金額については、税担当部局からの入手を原則とし、その情報の有無及びその金額を活用し判断するものとする。

なお、地方税法上所得割の納税義務を負わない者のうち、市町村の条例で定める者については申告義務が免除されていることから、一定範囲の所得についてその額が確定していない場合がある。

#### 【申告義務が免除されている者】

- ① 地方税法上、給与支払者または公的年金支払者には課税資料の提出義務があることから、それら課税資料が市町村に提出されている者で、給与や年金以外に所得がない者
- ② 所得割の納税義務を負わない者のうち、市町村の条例で定める者  
(例：前年中、基礎控除以下の所得しかなかった者の申告義務免除規定等)

こうした市町村の条例において申告を免除されている者の保険料及び利用料の段階設定に当たっての合計所得金額の取扱いについては、全国的な公平性の観点からとりわけ利用料の負担段階については簡易申告を求める等により情報を把握し、適正な段階区分が行われることが望ましいが、被保険者や保険者の事務負担等も考慮の上、各保険者において適切に対応願いたい。

## 4. 境界層措置の取扱いについて

### (1) 境界層措置の概要

介護保険における低所得者の配慮として、保険料、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費の自己負担上限について、より低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者（いわゆる「境界層該当者」）について、当該低い額を適用することとしているもの。

### (2) 食費・居住費の見直しに伴う変更点

#### ① 現行制度との変更点

今回の食費・居住費の見直しに伴い、現行の境界層措置の適用を判断する基準のうち、「標準負担額又は特定標準負担額」はなくなり、「居住費の負担限度額又は居住費の特定負担限度額」及び「食費の負担限度額又は食費の特定負担限度額」が加わる。

#### ②境界層措置の適用順位

##### ○ 境界層措置の対象となる本人負担（見直し後）

次の①→⑤の順に、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者について、当該より低い基準を適用することとする。

- ① 保険料滞納者に対する給付額減額の取扱い（法第69条第3項）
- ② 居住費の負担限度額（法第51条の2第2項第2号）若しくは滞在費の負担限度額（法第61条の2第2項第2号）又は居住費の特定負担限度額（施行法第13条第5項第2号）
- ③ 食費の負担限度額（法第51条の2第2項第1号若しくは第61条の2第2項第1号）又は食費の特定負担限度額（施行法第13条第5項第1号）
- ④ 高額介護サービス費（法第51条第1項）又は高額支援サービス費（法第61条第1項）
- ⑤ 保険料負担額（法第129条第1項）

なお、本内容については、「境界層措置の運用の詳細について」（平成十二年七月十四日老介第九号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知）を改正し、通知することを予定している。

## 1-2 特定入所者介護サービス費等の取扱い

### 1 特定入所者介護サービス費等の趣旨

介護保険制度は、保険料と公費という国民の負担により支えられている制度であり、高齢者の方々にも負担いただいている保険料の急激な上昇を抑え、持続可能な制度としていくためには、給付の効率化・重点化を図ることが必要である。

このため、今般の見直しにおいては「負担の公平性」という観点から、介護保険施設等における居住費・食費について、在宅の方と同様、保険給付の対象外とし、介護に関する部分に給付を重点化することとしている。

見直しに当たっては、居住費・食費の負担が低所得者の方にとって過重な負担とならないよう特定入所者介護サービス費（特定入所者支援サービス費）を創設し、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図ることとしている。

### 2 対象者

対象者については、「要介護被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省で定めるもの」（介護保険法第51条の2第1項）等とされているが、具体的には利用者負担第1段階から第3段階までの者を規定することとしている。

### 3 対象となるサービス

#### (1) 特定入所者介護サービス費

- ① 指定介護福祉施設サービス
- ② 介護保健施設サービス
- ③ 指定介護療養施設サービス
- ④ 短期入所生活介護
- ⑤ 短期入所療養介護

※①から⑤までを特定介護保険施設等という。

#### (2) 特定入所者支援サービス費

- ① 短期入所生活介護
- ② 短期入所療養介護

※①及び②を特定居宅サービス事業者という。

#### 4 給付額について

##### (1) ①と②の合計額

###### ①食費関係

特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）  
（食費の基準費用額）

平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額  
（食費の負担限度額）

###### ②居住費関係

特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。）  
（居住費の基準費用額）

特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額  
（居住費の負担限度額）

※ 特定入所者支援サービス費については、上記中「特定介護保険施設等」を「特定居宅サービス事業者」と、「居住等」を「滞在」と、「施設」を「事業所」と、「居住費」を「滞在費」と読み替える。

(2) 特定入所者介護サービス費等の支払い単位は、日額単位とする。

###### (3) 基準費用額

食事の提供等に要する平均的な費用の額を勘案して、厚生労働大臣が定める費用の額（以下「大臣告示額」という。）は、次の額を予定しているが（※）、この額が現に当該食事の提供等に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供等に要した費用の額を基準費用額とする。

種類	区分	月額（参考）
食費の基準費用額		4.8万円
居住費等の基準費用額	ユニット型個室	6.0万円
	ユニット型準個室及び従来型個室	5.0万円
	多床室	1.0万円

※ 上記額については、平成 14 年 3 月の介護事業経営実態調査における介護三施設のデータなどを参考に設定したものであるが、現在集計中の平成 16 年介護事業経営概況調査の結果等により額が変更する場合がある。額の変更があった際には、事務連絡等によりお示しする。

#### ○居住環境の区分について

居住費等に係る特定入所者介護サービス費等の支給に当たっては、居住環境の違いを考慮することとなる。その区分については、現在社会保障審議会介護給付費分科会において検討中の報酬類型に従って、以下のとおりとする。

- ①ユニット型個室
- ②ユニット型準個室
- ③従来型個室
- ④多床室

#### (4) 負担限度額

低所得者の食費・居住費等の負担は、以下の額を限度とする。

	食費の負担限度額 月額（参考）	居住費等の負担限度額 月額（参考）	
利用者負担 第 3 段階	2. 0 万円	ユニット型個室	5. 0 万円
		ユニット型準個室 及び従来型個室	4. 0 万円
		多床室	1. 0 万円
利用者負担 第 2 段階	1. 2 万円	ユニット型個室	2. 5 万円
		ユニット型準個室 及び従来型個室	1. 5 万円
		多床室	1. 0 万円
利用者負担 第 1 段階	1. 0 万円	ユニット型個室	2. 5 万円
		ユニット型準個室 及び従来型個室	1. 5 万円
		多床室	0 万円

- 食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用として、いずれか一方でも食費又は居住費等の基準費用額（現物給付を行う場合においては食費又は居住費等の負担限度額）を超える金額を徴収した場合には、特定入所者介護サービス費等の全額を支給しない取扱いとする。

#### 5 給付の方法

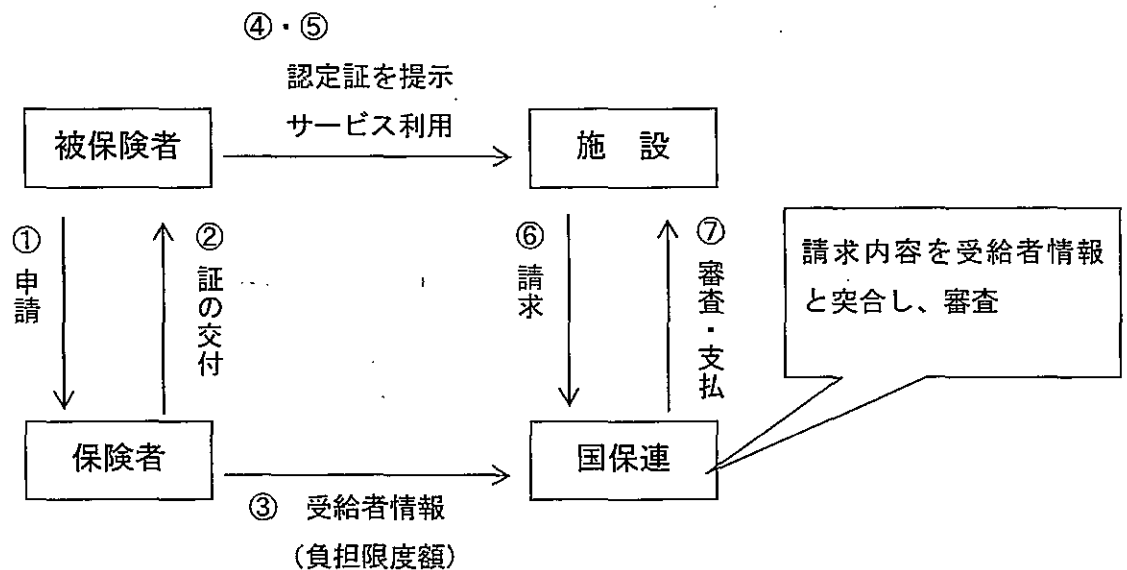
市町村は、特定入所者介護サービス費等として特定入所者に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、特定介護保険施設等に支払うことができる。（現物給付）

## 6 費用請求

介護保険法第51条の2第9項に規定する「特定入所者介護サービス費の支給及び特定介護保険施設等の特定入所者介護サービス費の請求に関して必要な事項」としては、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生労働省令第20号）の内容を想定している。

## 7 手続き

(1) 特定入所者介護サービス費等の支給に係る事務処理の概要について



- ① 保険者は、毎年5月を目処に、「負担限度額認定」の申請を被保険者より受け付ける。ただし、平成17年10月実施分については同年8月頃から申請を受け付ける。
- ② 保険者は、申請を受理し、利用者負担第1段階～第3段階に属する被保険者について、「負担限度額認定証」を交付する。
- ③ 保険者は、国保連に、受給者情報（負担限度額認定状況）を提出する。
- ④ 「認定証」を交付された被保険者は、サービスを受けようとするとき、事業者に対し、「認定証」を提示する。
- ⑤ 事業者は、「認定証」を確認し、負担限度額の範囲内において、利用者が負担すべき費用の支払いを受ける。
- ⑥ 事業者は、国保連に、特定入所者サービス費の請求を行う。
- ⑦ 国保連は、請求内容を受給者情報と突合し、審査する。



## (2) 認定の申請

認定の申請は、平成12年5月2日老介第5号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知「現行の高額介護サービス費等の支給及び食費の標準負担額の減額認定等の運用について」に規定する標準負担額の減額認定の運用と同様の取扱いとする。

なお、特定入所者介護サービス費等の申請については、高額介護サービス費の申請も含めた様式とすることや添付書類等の重複を避けるなど申請者の事務負担の軽減に努められたい。

- ① 市町村民税世帯非課税者又は市町村民税世帯課税者のうち特例減額措置に該当するものに対する認定
  - ・ 同認定は、申請書の提出が行われた日（申請日）において当該被保険者が属する世帯の世帯主及び世帯員の申請日における課税状況により行うものとする。
  - ・ 同認定は、申請日の属する月の初日にさかのぼって効力を有するものとする。
- ② 境界層措置の適用該当者に対する認定
  - ・ 当該者について生活保護の保護申請が却下され、又は生活保護が廃止され、かつ、補足的給付が必要であると認められたことが前提となるが、これらの場合における特定入所者の認定は、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された日が属する月の初日にさかのぼって行われるものとする。
- ③ 被保護者に対する認定
  - ・ 同認定は、保護が開始された日の属する月の初日にさかのぼって効力を有するものとする。

## (3) 申請書、決定通知書及び認定証の様式等

### ① 申請書及び決定通知書の様式

様式については、様式1及び様式2のとおり。

### ② 介護保険負担限度額認定証

現行の介護保険標準負担額減額認定証を廃止し、補足的給付の支給対象となるサービスや、食費・居住費等の負担限度額を記載した介護保険負担限度額認定証を使用することとする。詳細については、様式3のとおり。

### ③ 介護保険負担限度額認定証の有効期限

特定入所者の認定の発効日の属する年度の翌年度の5月末まで（同日の属する月が4月又は5月である場合（境界層措置の適用該当者に対する特定入所者の認定の場合を除く。））にあつては、当

該月の属する年度の5月末まで) とすること。

## 8 特例特定入所者介護サービス費等について

(1) 市町村は、

① 特定入所者が、要介護認定又は要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービス又は特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

② その他政令で定めるとき。

には、特例特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者支援サービス費を支給する。

(2) 上記②の政令で定めるときは、特例施設介護サービス費等の支給の場合(介護保険法施行令第22条等)と同様の規定を想定している。

(3) 特例特定入所者介護サービス費等の額は、市町村が定めることとなっており、実施までに適切な対処をお願いしたい。

## 9 予算上の位置付け

○ 特定入所者介護サービス費等の新設に伴い、「介護保険特別会計の款項目節区分について」(平成11年10月事務連絡)の一部の改正を行う。(下線部分)

### 6 款項目節の区分

以下に項目節の区分の例を示すので、予算編成の参考にされたい。

保険事業勘定 歳出

款	項	目	節	適用
2 保険給付費	1～5 (略) 6 特定入所者介護サービス費	(略) 1 特定入所者介護サービス費 2 特例特定入所者介護サービス費 3 特定入所者支援サービス費	(略) 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金	(略)

		4 特例特定入 所者支援サ ービス費	負担金、補助及 び交付金
	7 何々	1 何々	何々

介護保険負担限度額認定申請書（案）

様式1

フリガナ 被保険者氏名	保険者番号									
	被保険者番号									
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女				
住所	〒					電話番号				
介護保険施設の所在地及び名称（※）	〒					電話番号				
入所（院）年月日（※）	年 月 日									
負担限度額申請事由	1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下のもの等 2 市町村民税世帯非課税者であって、1に該当する以外のもの 3 その他（ ）									
○○市（町村）長 様 上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。 平成 年 月 日 住所 申請者 氏名 電話番号										

※ 介護保険施設に入所（院）しない場合には、記入は不要です。

市（町村）記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書（案）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〒999-9999

〇〇市△△（町村）

〇〇 〇〇 様

〇〇市（町村）長

印

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額、利用者負担額減額・免除認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号																			
--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	平成	年	月	日		
決定事項						
1 承認する	適用年月日	平成	年	月	日	(承認内容)
	有効期限	平成	年	月	日	
2 承認しない	理 由					

・問い合わせ先

〇〇市（町村）介護保険課 住所 電話番号

・不服申立て及び取消訴訟

1 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に〇〇県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

住所 電話番号

2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に〇〇市（町村）を被告として（訴訟において〇〇市（町村）を代表する者は〇〇市（町村）長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険負担限度額認定証(案)

(表面)

(裏面)

注意事項	
一	この証によって指定介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、指定介護療養施設サービス、短期入所生活介護及び短期入所療養介護(平成十八年四月一日からは、これらに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を加える。以下「特定サービス」という。)を利用する際に別に厚生労働大臣が定める基準費用額の範囲内で食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合に支払う額は、この証の表面に記載する負担限度額が上限となります。
二	特定サービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口に提出してください。
三	被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当なくなつたとき又は負担限度額認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四	この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
五	不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

介護保険特定入所者認定証	
交付年月日	平成 年 月 日
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	性別 男・女
適用年月日	平成 年 月 日から
有効期限	平成 年 月 日まで
食費負担限度額	円
居住費負担限度額	円
	ユニット型個室 円
	ユニット型準個室 円
	従来型個室 円
	多床室 円
保険者番号並びに保険者名称及び印	

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

※ 本認定証(案)は、現段階における省令事項のイメージであり、省令は7月に定める予定である。

## 1-3 旧措置入所者の利用者負担の取扱い

### 1. 旧措置入所者の見直しの趣旨

旧措置入所者の対象者は今なお多数おり、それらの方の負担能力等の実態を踏まえると、負担軽減措置を延長しない場合、施設入所のための費用負担が増え、支払いが困難となる方が相当数出てくることも考えられることから、介護保険法施行法の延長により、平成17年4月1日から負担軽減措置を5年間延長することとした。

負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている者（施設介護サービス費の利用者負担割合が5%以下の者（以下「実質的負担軽減者」という。））については、今回の軽減措置延長の趣旨を踏まえ、平成17年10月の居住費・食費の見直し後も措置時代の費用徴収額を上回らないよう、負担軽減措置を講ずることとする。

旧措置入所者の利用者負担額（施設介護サービス費の利用者負担割合、食費、居住費）の算定方法は、実質的負担軽減者以外の者については、一般の入所者と同様の算定方法とし、低所得者については一般の低所得者対策による負担軽減を行う。

### 2. 特定入所者介護サービス費の給付について

(1) 旧措置入所者については、介護保険法施行法において特定入所者介護サービス費の額の特例が規定されている。

(2) 給付額について

給付額は、①と②の合計額とする。

#### ① 食費関係

特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときには、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）

（食費の特定基準費用額）

平均的な家計における食費の状況及び要介護旧措置入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額  
（食費の特定負担限度額）